WORLD

第62回
定時株主総会 招集ご通知

日時 2020年6月23日（火曜日）
午前10時（午前９時開場予定）

場所 ワールド本社ビル 26階
神戸市中央区港島中町六丁目８番１

新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、株主総会当日のご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスク着用などの感染予防に最大限ご配慮いただきますようお願いいたします。なお、当日は受付にて検温を実施させていただき、その結果、総会会場への入場をご遠慮願う場合もございますのであらかじめご了承いただきますようお願いいたします。
今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（http://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

当日ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解賜わりますようお願い申しあげます。

目次

第62回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第１号議案　剰余金の処分の件	3
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）６名選任の件	4
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件	12
事業報告	14
計算書類	39
監査報告	43

株式会社ワールド

証券コード：3612

証券コード　3612
2020年6月1日

株 主 各 位

神戸市中央区港島中町六丁目８番１
株式会社ワールド
代表取締役　社長執行役員　上 山 健 二

第６２回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第６２回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、**本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面による議決権行使を行っていただくよう強くご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　**2020年6月23日（火曜日）午前10時**

２．場　　所　神戸市中央区港島中町六丁目８番１
ワールド本社ビル　２６階
（末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。）

３．会議の目的事項

報告事項
１．第６２期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第６２期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）６名選任の件
第３号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

4．連結計算書類及び計算書類の一部のインターネットによるご提供について

法令及び当社定款第13条の２の規定に基づき、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表として表示すべき事項につきましては、当社ウェブサイト(http://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting.html)に掲載し、ご提供しております。なお、連結持分変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告をそれぞれ作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、あわせて監査を受けております。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（アドレス　http://corp.world.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としており、以下のとおり第62期の期末配当をいたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は833,134,125円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である者を除く。以下、本議案において同じ。）6名全員が任期満了となります。つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき下記の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、いずれの候補者も適任である旨の意見を得ております。

取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	かみ やま けん じ **上 山 健 二**　再任	代表取締役　社長執行役員	14回／14回 (100%)
2	すず き のぶ てる **鈴 木 信 輝**　新任	–	–
3	はた さき みつ よし **畑 崎 充 義**　再任	取締役	14回／14回 (100%)
4	いち じょう かず お **一 條 和 生**　再任　社外　独立	社外取締役	14回／14回 (100%)
5	すず き まさ ひと **鈴 木 政 士**　再任　社外　独立	社外取締役	14回／14回 (100%)
6	さ とう ひで や **佐 藤 秀 哉**　再任　社外　独立	社外取締役	11回／11回 (100%)

各候補者の略歴等は次のとおりであります。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
1	再 任 かみ やま けん じ **上 山 健 二** (1965年5月19日生)	1988年４月　株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行 2001年６月　株式会社ｼﾞｬｯｸ（現 株式会社ｶｰﾁｽﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ） 代表取締役社長 2003年３月　株式会社長崎屋 代表取締役社長 2009年３月　株式会社ＧＡＢＡ 代表取締役社長 2012年12月　株式会社ぐるなび 取締役副社長執行役員 2013年12月　当社入社 2013年12月　当社常務執行役員ＣＯＯ補佐 2014年６月　当社常務執行役員ＣＯＯ（最高執行責任者） 2015年４月　当社代表取締役 社長執行役員（現任）
	取締役会への出席状況	14回／14回（100%）
	所有する当社株式の数	633,398株
	取締役候補者とした理由	上山健二氏は、長年、各社の経営に携わり、また当社入社後は、COO補佐、COO、社長執行役員として執行における重要な役割を担っており、強いリーダーシップのもと当社の業績を向上させました。当社の更なる成長を牽引するべく、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2	新任 すずき　のぶてる **鈴木信輝** (1974年8月23日生)	1999年3月　アンダーセン・コンサルティング（現アクセンチュア）株式会社入社 2004年9月　株式会社ローランドベルガー入社 2010年5月　株式会社企業再生支援機構入社 2012年2月　株式会社ボストンコンサルティング・グループ入社 2012年9月　当社入社 2014年6月　当社執行役員 SPARCS推進室 室長 2015年4月　当社常務執行役員 構造改革本部 本部長 2015年10月　当社常務執行役員 構造改革本部 本部長 兼 国際本部 本部長 2017年4月　当社グループ専務執行役員 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌 2018年4月　当社グループ専務執行役員 グループ戦略統括 兼 グループ企画本部管掌 兼 D-GROWTH戦略本部管掌（現任）
	取締役会への出席状況	－
	所有する当社株式の数	264,516株
	取締役候補者とした理由	鈴木信輝氏は、これまでも執行体制の中核メンバーとして、戦略の策定と遂行を通じて結果を出し続けてまいりました。今後の当社グループの戦略と合致した知見を十二分に備えており、その決断力をもって当社グループの強みをさらに引き出すことができる人材であります。そして、当社グループが先進的企業であり続け、あらたなお客様のニーズに対応しながら、ファッション産業に貢献するべく、グループ全社の戦略の遂行や課題克服を加速させる経営体制を担うことを期待し、当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
3	再 任 はた　さき　みつ　よし **畑　崎　充　義** (1963年2月4日生)	1987年３月　旧株式会社ワールド入社 1991年６月　同社取締役 1996年６月　同社専務取締役 人事本部 本部長 1999年６月　同社執行役員 第二世代ミドルミックスグループ グループ長 2002年６月　同社WEL スポーツカジュアルグループ グループ長 2008年４月　当社WEL 企画戦略推進部 部長 2013年６月　当社執行役員 経営支援本部 副本部長 2017年６月　当社取締役（現任）
	取締役会への出席状況	14回／14回（100%）
	所有する当社株式の数	216,598株
	取締役候補者とした理由	畑崎充義氏は、当社の事業から人事、管理にいたる幅広い豊富な経験に加えて、業界団体やディベロッパーなどの対外的活動、渉外活動に伴い各種団体での役職に就任し、幅広い人脈を有しており、当社グループ及びファッション産業の発展に貢献いただくため、引き続き当社取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
4	再任 社外 独立 いち じょう かず お **一條 和生** (1958年10月13日生)	1988年４月　日本学術振興会特別研究員 2001年４月　一橋大学 社会学部教授 2005年３月　株式会社シマノ 社外取締役（現任） 2015年６月　株式会社電通国際情報サービス 社外取締役（現任） 2017年６月　ぴあ株式会社 社外取締役（現任） 2018年１月　当社取締役（現任） 2018年４月　一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長 教授（現任）
	取締役会への出席状況	14回／14回（100%）
	所有する当社株式の数	432株
	社外取締役在任期間	２年5ヶ月
	社外取締役候補者とした理由	一條和生氏は、長年、社会学の研究に携わり、特に国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識を有しておられ、上場企業の社外役員の経験も豊富であること、また、過去に当社のアドバイザリーボードに就任され、当社の業容や状況に精通されています。同氏は、2018年1月より取締役に就任し、当社経営に関与しておりますが、引き続き、上場企業の社外役員としての豊富な経験と高い知見を活かして当社経営へのアドバイスをいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。なお、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
5	再任 社外 独立 すずき まさひと **鈴木政士** (1957年9月9日生)	1980年4月　キリンビール株式会社入社 2005年4月　同社 酒類営業本部 企画部 担当部長 2006年3月　同社 国内酒類カンパニー 企画部 主幹 2007年3月　キリンビバレッジ株式会社出向 経理部長 2008年3月　同社 執行役員 経営企画部長 2009年3月　同社 取締役 経営企画部長 2012年3月　キリンホールディングス株式会社 取締役 ＣＦＯ 2013年1月　キリン株式会社 取締役 2014年3月　キリンホールディングス株式会社 常勤監査役 キリン株式会社 監査役 2018年6月　株式会社ジャックス 社外取締役 (現任) 株式会社エイジス 社外取締役 (現任) 当社取締役 (現任)
	取締役会への出席状況	14回／14回 (100%)
	所有する当社株式の数	432株
	社外取締役在任期間	2年
	社外取締役候補者とした理由	鈴木政士氏は、長年、日本を代表する飲料メーカー企業で、主として経理、経営企画業務に携わり、取締役経営企画部長、取締役CFOを歴任されて、組織や経営管理に関する経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。同氏は、2018年6月より取締役に就任し、当社経営に関与しておりますが、引き続き、経理・財務や会社経営に関する高い知見を活かして当社経営へのアドバイスをいただき、当社の企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

候補者番号	氏名(生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6	再任 社外 独立 さとう ひでや **佐藤 秀哉** (1963年5月21日生)	1987年4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2001年3月　株式会社セールスフォース・ドットコム入社 2005年4月　株式会社ザ・ヘッド 取締役社長 2006年3月　株式会社テラスカイ設立 代表取締役社長（現任） 2012年8月　TerraSky Inc.設立 ＣＥＯ（現任） 2014年5月　株式会社スカイ365設立 代表取締役社長 2016年3月　株式会社ＢｅｅＸ 設立 代表取締役社長 2016年8月　株式会社キットアライブ 取締役（現任） 2016年10月　株式会社スカイ 365 取締役（現任） 2017年8月　株式会社ＢｅｅＸ 取締役（現任） 2019年3月　株式会社テラスカイベンチャーズ設立 取締役（現任） 2019年6月　当社取締役 （現任） 2019年6月　株式会社Quemix 取締役（現任） 2019年12月　TerraSky (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長（現任）
	取締役会への出席状況	11回／11回（100%）
	所有する当社株式の数	770株
	社外取締役在任期間	1年
	社外取締役候補者とした理由	佐藤秀哉氏は、クラウドを活用したシステムソリューションの将来性をいち早く察知し、2006年に株式会社テラスカイを創業して同社の東証一部上場を主導されており、経営全般について豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。一方、当社にとってはデジタル軸での一段の成長が不可欠であり、日本企業のデジタルトランスフォーメーションを強力に後押しされてきた佐藤氏には、当社経営へのアドバイスをいただき、企業価値向上に貢献いただくことを期待し、引き続き当社の社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）1．当社は、2006年４月１日を合併期日として、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファを存続会社とし、旧株式会社ワールドを解散会社とする吸収合併方式により合併いたしました。
合併に伴い、旧株式会社ハーバーホールディングスアルファは、商号を株式会社ワールドに変更しております。
なお、合併期日以降の株式会社ワールドに関する略歴について、「当社」と記載しております。

2．当社は、2017年４月18日をもって任意の指名・報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員を含む）候補者の原案、取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額に係る事項の審議及び決議を行っております。

3．一條和生氏、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

4．当社は、一條和生氏、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度とする。

5．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

6．当社は、一條和生氏、鈴木政士氏及び佐藤秀哉氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

7．各候補者の所有する当社の株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。（１株未満の端数は切り捨てて表示しております。）

8．候補者 上山健二氏は、2020年5月22日に開催される株式会社ナルミヤ・インターナショナルの定時株主総会において、同社の取締役に選任される予定であります。

第3号議案　補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
社外 独立 すずき　まさひと **鈴木　政士** (1957年9月9日生)	1980年4月　キリンビール株式会社入社 2005年4月　同社 酒類営業本部 企画部 担当部長 2006年3月　同社 国内酒類カンパニー 企画部 主幹 2007年3月　キリンビバレッジ株式会社出向 経理部長 2008年3月　同社 執行役員 経営企画部長 2009年3月　同社 取締役 経営企画部長 2012年3月　キリンホールディングス株式会社 取締役 CFO 2013年1月　キリン株式会社 取締役 2014年3月　キリンホールディングス株式会社 常勤監査役 キリン株式会社 監査役 2018年6月　株式会社ジャックス 社外取締役　(現任) 2018年6月　株式会社エイジス 社外取締役　(現任) 2018年6月　当社取締役 (現任)
所有する当社株式の数	432株
社外取締役在任期間	2年
補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由	鈴木政士氏は、長年、経理、経営企画に関する業務に携わり、また、取締役経営企画部長、取締役CFOを歴任された後、常勤監査役も務められたことから、経理・財務に関する豊富な知見、幅広い経験と、経営における豊富な経験に基づく高い見識を有しておられます。そのため、万一、当社において監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合は、監査等委員である取締役に就任いただくことも可能と判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

（注）1．鈴木政士氏は、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める補欠の社外取締役候補者であります。
2．鈴木政士氏は、本定時株主総会で取締役（監査等委員である者を除く。）の選任が承認された場合は、取締役（監査等委員である者を除く。）に就任する予定ですが、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合には、取締役（監査等委員である者を除く。）を辞任し、監査等委員である取締役に就任する予定です。
3．当社は、鈴木政士氏との間で会社法第427条第１項及び当社定款に基づく責任限定契約を締結しております。
本総会において第2号議案が承認され、鈴木政士氏が再任された場合、当該契約を継続する予定でありますが、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合も、当該契約を継続する予定であります。
責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
取締役の責任限定契約
取締役は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度とする。
4．鈴木政士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5．当社は、鈴木政士氏を独立役員として金融商品取引所に届け出ており、鈴木政士氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定ですが、監査等委員である取締役に就任した場合も、引き続き独立役員とする予定です。
6．候補者の所有する当社の株式の数には、ワールドグループ役員持株会における本人持分を含めて記載しております。
（１株未満の端数は切り捨てて表示しております。）

以上

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年４月１日～2020年３月31日）の連結業績は、売上収益が2,362億65百万円（前期比5.4％減）、コア営業利益が130億73百万円（同19.9％減）、営業利益が123億14百万円（同16.9％減）、税引前当期利益が114億１百万円（同16.1％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は80億38百万円（同12.6％減）と減収減益になりました。

当連結会計年度は、上半期までは増収増益基調で推移していたものの、下半期においては2019年10月の消費税増税以降、消費抑制傾向が全般的に継続したことに加え、自然災害による店舗休業や記録的な暖冬に伴う冬物重衣料の低調も加わり、主にブランド事業での販売苦戦が続いたうえ、2020年２月後半以降の新型コロナウイルスの感染拡大の影響による来店客数の落ち込みが追い討ちをかけました。

特に、2020年３月以降の外出自粛要請で一段と厳しさを増したことから、店舗売上が大きく減少したこと、さらには、催事等の延期・中止で期末の在庫消化にも多大な影響を及ぼしました。こうした環境下、期中より経費削減に努めたことや、プラットフォーム事業の底堅い推移により、２月までは前年並みの収益を維持しておりましたが、３月の想定以上の売上減少となった結果、下半期後半の収益は大幅未達となりました。

当社グループでは、中期的な基本方針として、より多様なブランド、ファッションの楽しさ、価値あるモノを、デジタル技術を活用したプラットフォームやサービスにより、ロス・ムダなくお客様に届けることで持続可能な産業世界を追求する、新たな「ワールド・ファッション・エコ・システム」の構築に全速力で取り組むことを掲げています。当連結会計年度は、その実現に向けたトランスフォーメーション（変革）の最終年と位置づけ、次期以降の収益成長に備え、デジタルソリューション及びファッションテック分野のM＆Aに代表される先行投資を推進しました。

具体的には、2019年４月にオンライン・カスタムシャツブランド「オリジナルスティッチ」を運営する米国・Original Inc.を子会社化し、オンライン・カスタムシャツのポートフォリオ拡充並びにサイジング・テクノロジーを活用したカスタマイゼーション・プラットフォーム拡充をしました。６月には、子会社の㈱ワールドインベストメントネットワークを通じて、雑貨アイテムの「靴」のポートフォリオの拡充と、将来的な「靴」のカスタマイゼーション事業の展開を目的とし、神戸レザークロス㈱を子会社化しました。８月には動産のプロフェッショナル・ファームの㈱ゴードン・ブラザーズ・ジャパンとの合弁により、新業態となるオフプライスストアの展開を目的に持分法適用関連会社 ㈱アンドブリッジを設立し、

9月に1号店を埼玉県西大宮に、本年3月に神奈川県相模原市に2号店をオープンしました。さらに11月には、高級ブランドバッグに特化したサブスクリプション型レンタルシェアサービスを行うラクサス・テクノロジーズ㈱を子会社化しました。

また、引き続き、当社グループが培ってきたプラットフォーム（ファッション産業の共通基盤）を外部企業へオープン化する外販にも注力しています。

このようにワールドグループは、ファッション業界の環境が大きく変化する中で、次代を見据え、ファッション業界における“総合サービス企業グループ”へと進化を図っています。

1）ブランド事業

ブランド事業においては、ブランドポートフォリオ戦略を機動的に修正し、ブランド事業セグメント全体最適の視点で成長性と収益性のバランスを図っています。

百貨店を中心に展開するミドルアッパーブランドは、ブランドらしさや強みを明確に打ち出し、差別化された付加価値の高い商品開発に継続して取り組んでいます。ショッピングセンターを中心に展開するミドルロワーブランドにおいては、在庫コントロールの改善を重要テーマと位置づけ、プロパー中心の企画及び販売に注力しています。ライフスタイルブランドは季節ごとのモチベーションを生活雑貨で提案し、お客様の支持拡大に努めています。一方、投資グループにおいては、プラットフォームやシステムの導入によるシナジー効果の追求をテーマに掲げ、開発・改革ブランドが引き続き構造改革の推進に取り組み、また、M&Aブランドでは、「靴」のバリューチェーンの大半を自社でカバーする神戸レザークロス㈱や質の高い革小物を提供する㈱ヒロフが連結加入することで、グループ全体の事業ポートフォリオの拡充に努めてまいりました。

個別ブランドでは、月ごとのトレンドキーワードを取り込み商品開発の精度を上げた「オペークドットクリップ」、季節ごとのモチベーションを生活雑貨で提案した「ワンズテラス」のほか、女性向け下着の「リサマリ」等が堅調に推移しました。

2）デジタル事業

デジタル事業については、「B2Bソリューション」と「B2Cネオエコノミー」から成り立っており、デジタル技術を梃子にしたトランスフォーメーションの牽引役として、当社グループにおける重点投資の領域と位置付けております。

「B2Bソリューション」においては、Eコマースの運営受託、物流サービスの提供を含むデジタルソリューションの開発・提供を行っております。

Eコマースの運営受託では、自社ブランドを販売する直営ファッション通販サイト「ワールドオンラインストア」の運営を受託しており、ブランド事業の直営店舗との相互送客（O2O）強化に取り組みました。また、㈱ファッションウォーカーにおいては、ファッションECモール「ファッションウォーカー」の運営と他社公式ECサイトの運営受託サービスの二本柱に加えて、新たに日本のファッションアイテムを海外消費者に販売する越境ECサイト「FASBEE」のリリースにも取り組みました。デジタルソリューションでは、自社の物流インフラの改善・提供や基幹システムの刷新・

展開に限らず、㈱ファッション・コ・ラボが営業窓口として他社に向けた基幹システムやＣＲＭ（顧客管理）システム等の新たなビジネスソリューションの提供などの業容拡大にも注力しております。

また、「Ｂ２Ｃネオエコノミー」においては、従来とは異なる新たなビジネスモデル開発を目指し、「シェアリング」や「ダイレクト」「カスタマイズ」といったキーワードで新規の事業開発へ本格的に取り組んでおります。デジタル事業と親和性の高いユーズドセレクトショップ「ラグタグ」を展開する㈱ティンパンアレイを中核企業として着々と事業基盤を拡充したほか、今期新たに連結加入したオンライン・カスタムシャツブランド「オリジナルスティッチ」を運営する米国・Original Inc.も、キャラクターを活用したＩＰ（知的財産）ビジネス強化、海外展開の拡大といった価値創造の活動を本格化しております。また、ブランドバッグに特化したサブスクリプション型レンタルサービスを通じシェアリングエコノミーの浸透を牽引するラクサス・テクノロジーズ㈱も連結加入いたしました。

3）プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、ワールドグループが培ってきた様々なノウハウと仕組みの外部企業へのオープン化を推進し、業界の枠組みを超えた新たな事業領域の拡大に取り組んでいます。

生産プラットフォームの㈱ワールドプロダクションパートナーズは、自ら商社機能を発揮して直接貿易に取り組み、製造子会社群の生産性改善を指導・支援するほか、他社アパレルの商品開発及び製造（ＯＥＭ・ＯＤＭ事業）も強化しております。また、販売プラットフォームの㈱ワールドストアパートナーズは、全国を網羅する支店及び営業所できめ細やかな販売支援体制を整えており、最近では他業種小売業の運営受託も拡大しております。空間設計プラットフォームの㈱ワールドスペースソリューションズは、引き続きアパレル以外の業界にも営業活動を広げて、什器・家具の製造販売、空間・店舗デザインの提供を着実に拡大しております。

4）共通部門

事業セグメントに属さない共通部門においては、子会社からの配当や経営指導料等を収入として計上する一方、それによりホールディングスのコーポレートスタッフ等の費用を賄うことを基本的な収益構造としておりますが、子会社からの配当は予めセグメント利益から除いております。

共通部門は、「グループ企画本部」、「グループ支援本部」、「グループ人事本部」に加えて、グループの商品鮮度向上とソフト開発を推進する「クリエイティブ・マネジメント・センター」、グループブランディングを推進する「グループコミュニケーション推進室」や各事業のノウハウ・仕組みを横断的に外部企業へのオープン化に向けて推進する「プラットフォーム事業推進室」などで成り立っています。

(企業集団のセグメント別売上高の状況)

(単位：百万円)

	報告セグメント					調整額(注2)	合計
	ブランド事業	デジタル事業	プラットフォーム事業	共通部門	計		
売上収益							
外部収益	214,574	10,398	11,137	156	236,265	－	236,265
セグメント間収益	4,599	14,621	94,960	8,801	122,982	△122,982	－
計	219,173	25,019	106,097	8,957	359,247	△122,982	236,265

(注) 1．上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2．調整額は、主にセグメント間取引消去等であります。

⑵ 企業集団の資金調達等についての状況

該当事項はありません。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、97億88百万円であります。

その主なものは、出店・改装に伴う店舗設備やブランドの価値向上を目的としてブランド事業へ51億10百万円を投資したほか、ＥＣサイト運営を中心としたデジタルソリューション事業への強化やファッション産業におけるＢ２Ｃ事業等次世代型のサービス開発の推進のため、デジタル事業へ41億19百万円の投資を実施いたしました。

⑷ 企業集団及び当社の営業成績及び財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区　分	IFRS			
	第59期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	第60期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第61期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第62期 (当連結会計年度) 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上収益 (百万円)	249,983	245,829	249,861	236,265
営業利益 (百万円)	12,066	13,225	14,827	12,314
当期利益 (親会社の所有者に帰属) (百万円)	8,150	6,743	9,200	8,038
１株当たり当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	90.36	74.75	354.70	241.29
希薄化後１株当たり 当期利益 (親会社の所有者に帰属) (円)	－	－	－	238.34
資産合計 (百万円)	193,770	202,938	213,546	261,931
親会社の所有者に 帰属する持分 (百万円)	20,338	26,995	77,015	81,474

(注) 1. 会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（ＩＦＲＳ）に準拠して連結計算書類を作成しております。

2. 希薄化後１株当たり当期利益について、前連結会計年度においては、潜在株式が存在しないため記載しておりません。当連結会計年度については、希薄化効果を有するすべての潜在株式の影響を調整して計算しております。

3. 第61期の１株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）については、2018年７月12日付で普通株式５株につき１株の割合で株式併合を行っておりますが、第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の営業成績及び財産の状況の推移

区　分	日本基準			
	第59期 自 2016年4月1日 至 2017年3月31日	第60期 自 2017年4月1日 至 2018年3月31日	第61期 自 2018年4月1日 至 2019年3月31日	第62期 (当事業年度) 自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	221,352	24,833	26,210	26,452
営業利益 (百万円)	6,234	6,070	7,197	6,323
当期純利益 (百万円)	2,650	7,179	5,801	542
1株当たり当期純利益 (円)	22.17	72.38	223.64	16.27
希薄化後1株当たり当期純利益 (円)	–	–	–	16.07
総資産 (百万円)	163,418	114,425	130,645	131,224
純資産 (百万円)	12,216	19,381	45,953	43,977

(注) 1. 第61期の1株当たり当期純利益については、2018年7月12日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っておりますが、第61期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しております。

⑸ 企業集団の対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、人口減少や少子高齢化の進行にともなう数量減少に加えて、国内アパレル市場も成熟化して単価下落が進む一方、海外生産地での加工賃上昇や為替変動による仕入価格の上昇のほか、人手不足による人件費や物流費といった経費増加も生じるなど、引き続き厳しい状況が続くことが予想されます。また、デジタル化の伸展を背景として消費者の購買行動は急速に変化しており、新たなビジネスチャンスが生まれているものの、新規参入企業の誘発などを通じて異業種や外資系も巻き込んだ競争激化が継続しております。加えて新型コロナウイルスの感染拡大については、地球規模で極めて甚大な影響を及ぼしており、当社における当連結会計年度の業績については大幅な減収減益となりました。

こうした大きな変化の中で、事業収益力の向上、財務体質の改善、人材等のリソースの確保といった課題認識はもとより、時代に必要とされる企業であるために、経営の中心にＥＳＧをこれまで以上に基本指針として組み込んでいくことが必要であると認識しております。環境面においては、テクノロジーを駆使した“ムダなモノを作らない”ビジネスモデルの事業化を、社会面においては、社会が必要とするものを、一時的な取り組みではなく持続的な活動としてプラットフォームで提供し展開していくことが肝要と考えております。そしてガバナンス面においては、既に過半数を占める社外取締役を含め、役員の健全な新陳代謝を進展し、グループの経営力のさらなる向上に取り組んでまいります。

⑹ 企業集団の主要な事業セグメント

当社グループは、当社、子会社47社及び持分法適用関連会社６社より構成されております。

当社グループの事業内容は、国内外にて婦人、紳士及び子供衣料品並びに服飾雑貨の販売を営むブランド事業、ファッションに特化したＥＣモール運営や情報・物流システムの業務受託等のデジタルソリューションの提案、デジタル軸での新たなサービスの開発・展開を担うデジタル事業、衣料品並びに服飾雑貨等の生産・調達・貿易や什器製造販売を通じた空間創造支援等のプラットフォーム事業を営んでおります。

以上の概要を図示すると次のとおりであります。

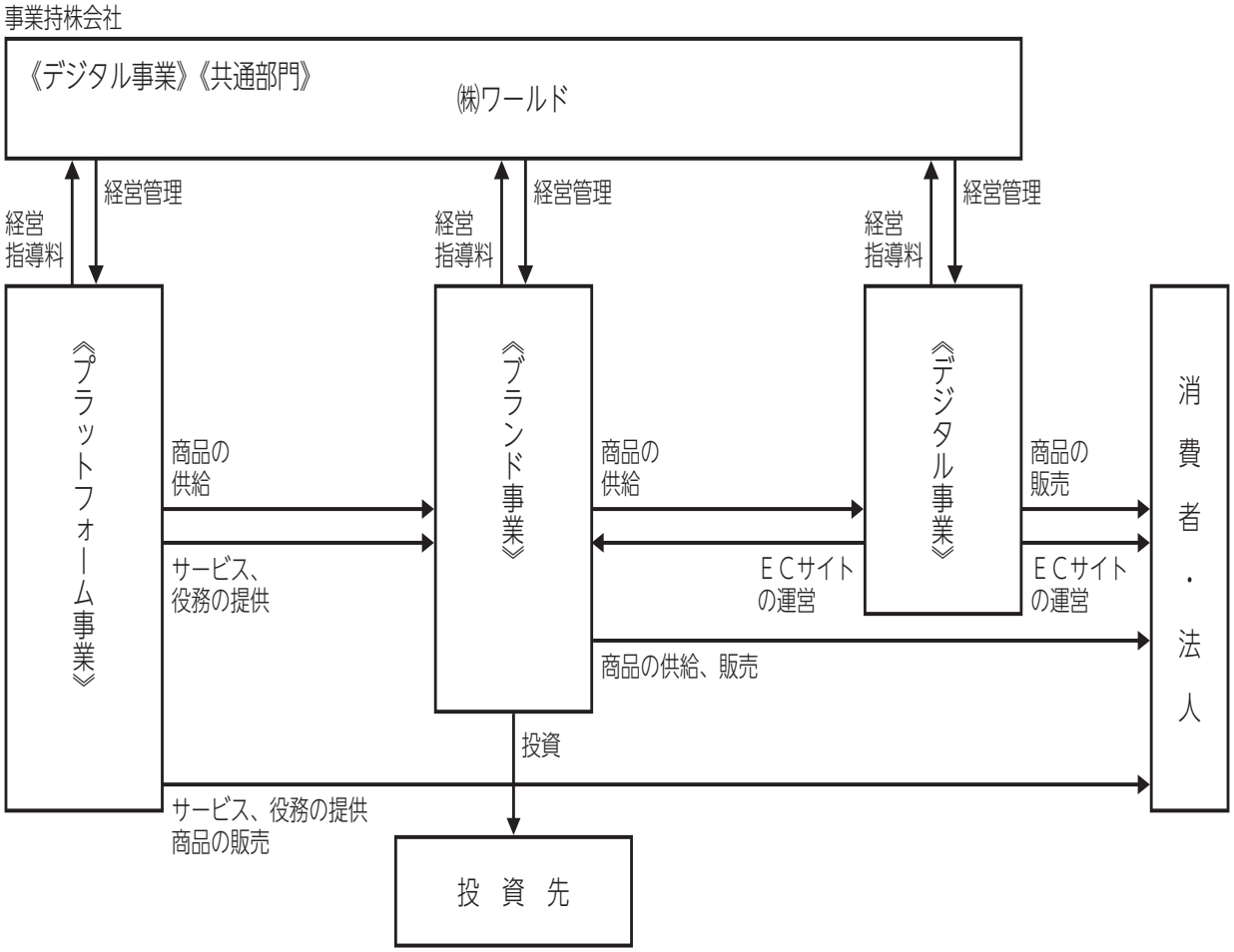

⑺ 企業集団の主要拠点等

① 主要な営業所及び工場

1．当社

名称	所在地
本社	兵庫県神戸市中央区
東京支店	東京都港区

2．子会社等

会社名	所在地
㈱フィールズインターナショナル	兵庫県神戸市中央区
㈱エクスプローラーズトーキョー	兵庫県神戸市中央区
㈱スタイルフォース	兵庫県神戸市中央区
㈱アルカスインターナショナル	兵庫県神戸市中央区
㈱インターキューブ	兵庫県神戸市中央区
㈱アスプルンド	東京都港区
㈱ワンズテラス	東京都港区
㈱ファッションクロス	東京都港区
㈱ワールドプロダクションパートナーズ	兵庫県神戸市中央区
㈱ワールドストアパートナーズ	東京都港区

② 企業集団の従業員の状況

1．企業集団の従業員の状況

区分	従業員数(注)	前期末比増減
男性	2,073名	△51名
女性	8,222名	△424名
合計	10,295名	△475名

(注) 従業員数には、他社への出向者18名を含んでおります。

2．当社の従業員の状況

区　　分	従業員数(注)	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	172名	△6名	47.8才	21.9年
女　　性	166名	△22名	41.8才	16.0年
合　　計	338名	△28名	44.8才	19.0年

（注）従業員数には、他社への出向者128名を含んでおります。

⑻ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

重要な子会社等は次のとおりであります。

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
㈱フィールズインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
㈱エクスプローラーズトーキョー	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
㈱スタイルフォース	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
㈱アルカスインターナショナル	30百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
㈱インターキューブ	50百万円	100.0%	衣料品等の企画及び販売
㈱アスプルンド	90百万円	100.0%	家具、雑貨等の企画、輸入、販売
㈱ワンズテラス	90百万円	100.0%	生活雑貨等の企画及び販売
㈱ファッションクロス	50百万円	100.0%	生活雑貨等の企画及び販売
㈱ワールドプロダクションパートナーズ	20百万円	100.0%	衣料品・服飾雑貨の生産管理及び貿易業務
㈱ワールドストアパートナーズ	30百万円	100.0%	婦人及び紳士衣料品等の販売代行

⑼ 主要な借入先及び借入額

借入先	借入金残高
㈱三井住友銀行	19,763百万円
㈱三菱UFJ銀行	18,347百万円
㈱みずほ銀行	13,239百万円
三井住友信託銀行㈱	3,730百万円
㈱新生銀行	3,620百万円
㈱りそな銀行	3,024百万円
㈱横浜銀行	2,420百万円

⑽ 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

配当に関しましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実と当社グループの業績に応じた株主還元を総合的に勘案して決定することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当及び中間配当のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、基本的な方針として期末配当の決定機関は株主総会であります。

当社では、財務健全性の改善や成長投資の実施に注力しつつ、株主還元策として配当を段階的に増やしていくことを目指しており、配当性向について、当期（2020年3月期）は約24%を目安とし、3年後の2022年3月期において30%程度まで引き上げることを目標にしております。

なお、内部留保資金の使途につきましては、将来の企業価値を高めるための店舗・ブランド開発、M&A、デジタル分野での事業投資を優先いたしますが、投資効率の高い活用を検討してまいります。

2．株式に関する事項

⑴ 会社が発行する株式の総数、発行済株式の総数及び株主数

区　　分	発行可能株式総数	発行済株式の総数	株　主　数
普通株式	137,500,000株	33,325,365株(注)	20,779名

(注) 自己株式1,065,600株を除く。

⑵ 大株主

株　　主　　名	当社への出資状況	
	持　株　数	持株比率(注)
寺　井　　秀　藏	2,329,754株	7.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,777,600株	5.3%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,591,800株	4.8%
合同会社エイ・ティ興産	1,000,000株	3.0%
合同会社ケイ・エム興産	1,000,000株	3.0%
合同会社ワイ・アール興産	1,000,000株	3.0%
小　泉　　敬　三	983,874株	3.0%
S&Hカンパニー合同会社	873,374株	2.6%
畑　崎　　重　雄	873,373株	2.6%
合同会社イー・エイチ興産	840,000株	2.5%

(注) 持株比率は、自己株式1,065,600株を控除して計算しております。

3．新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第２回新株予約権
発行決議日			2017年６月12日
新株予約権の数　(注) 1			402,875個
新株予約権の目的となる株式の種類と数　(注) 3			普通株式　805,750株 (新株予約権１個につき　2株)
新株予約権の払込金額			新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額			新株予約権１個当たり　300円 (１株当たり　150円)
権利行使期間			2020年７月１日から 2022年６月30日まで
行使の条件			(注) 4
役員の保有状況	取締役（監査等委員を除く）	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　15,000個 目的となる株式数　30,000株 保有者数　1人
		社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	取締役（監査等委員）		新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

(注) 1．① 本新株予約権の割当日後、当社が普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする（以下、本項により調整された後の付与株式数を「調整後付与株式数」、調整される前の付与株式数を「調整前付与株式数」という。）。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端

数は切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 ＝ 調整前付与株式数 × 分割、株式無償割当てまたは併合の比率

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、調整後付与株式数が適用される日における当社の発行済株式総数（ただし、当社が保有する自己株式の数を控除した数をいう。以下本①において同じ。）を、調整後付与株式数が適用される前の日における当社の発行済株式総数で除した割合をいうものとする。

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

② 上記のほか、本新株予約権の割当日後、付与株式の数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式の数の調整を行うことができるものとする。

2．本新株予約権の割当日後に次の各号に定める事由が生じた場合には、それぞれ次に定めるところに従い行使価額をそれぞれ調整し（以下、本項により調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）、適用時期についても、それぞれ次に定めるところに従うものとする。

①（ⅰ）当社が、当社普通株式の株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割、株式無償割当てまたは併合の比率}}$$

上記算式において、「株式無償割当ての比率」とは、上記1①に定めるものをいう。

（ⅱ）調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式無償割当てまたは株式併合の場合は、その効力発生日（基準日を定めたときは、その基準日の翌日）以降、これを適用する。

②（ⅰ）当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行、または自己株式の処分を行う場合（ただし、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく株式の売渡し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、もしくは当社に対して取得を請求できる証券、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券または権利の取得、転換または行使による場合、並びに合併、株式交換、株式移転及び会社分割に伴って交付される場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、調整後行使価額が適用される日の前日における、当社の発行済株式総数から同日における当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替えるものとする。また、上記算式において「1株当たりの時価」とは、当社取締役会が別途定める金額とする。

（ⅱ）当社普通株式につき時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合には、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。）の翌日以降、募集または割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

③ 上記のほか、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができるものとする。

3．① 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、割当日以降、2020年3月31日までの間、継続して当社または当社子会社の取締役、執行役員または従業員、ならびに、ワールド健康保険組合の役職員であることを要する。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

② 本新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できない。ただし、当社取締役会が承認した場合はこの限りではない。

③ 本新株予約権者は、2018年３月期から2020年３月期までの各期末における売上総利益から販売費及び一般管理費を控除した金額（以下「コア営業利益」という）の累積額が下記に掲げる条件を達成した場合にのみ、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の総数に対して、それぞれ下記に定められた割合（以下「行使可能割合」という。）を乗じて算出される個数の本新株予約権を上限として、行使することができる。なお、行使可能割合を乗じて算出される個数に１個未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

2018年３月期から2020年３月期までのコア営業利益の累積額

ⓐ 390億円を超過し、430億円以下の場合　　行使可能割合：40%

ⓑ 430億円を超過し、460億円以下の場合　　行使可能割合：60%

ⓒ 460億円を超過し、490億円以下の場合　　行使可能割合：80%

ⓓ 490億円を超過した場合　　行使可能割合：100%

④ 上記③の規定にかかわらず、2018年３月期から2020年３月期までのいずれかの期のコア営業利益が130億円を下回った場合、または、2018年３月期から2020年３月期までのいずれかの期の親会社の所有者に帰属する当期利益が60億円を下回った場合には、本新株予約権を一切行使することができない。

⑤ コア営業利益及び親会社の所有者に帰属する当期利益の金額については、当社の有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書を参照するものとし、適用される会計基準の変更等により参照すべき、売上総利益、販売費もしくは一般管理費または当期利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は、合理的な範囲内で、別途参照すべき適正な指標を当社取締役会にて定めることができるものとする。

⑥ その他権利行使の条件は、当社と本新株予約権者との間で締結する「第２回新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

4．譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

5．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割または新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換または株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画が当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２に準じて決定するものとする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記２に準じて定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じた１円未満の端数は、これを切り上げる。本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑧ その他新株予約権の行使の条件

上記３に準じて決定するものとする。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

⑴ **取締役**（2020年３月31日現在）

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
寺井　秀藏	代表取締役会長		
上山　健二	代表取締役社長執行役員		
畑崎　充義	取締役		
一條　和生	取締役	㈱シマノ 社外取締役 ㈱電通国際情報サービス 社外取締役 ぴあ㈱ 社外取締役 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻 専攻長教授	特別な関係はありません
鈴木　政士	取締役	㈱ジャックス社外取締役 ㈱エイジス社外取締役	特別な関係はありません
佐藤　秀哉	取締役	㈱テラスカイ 代表取締役社長 TerraSky Inc. CEO ㈱キットアライブ 取締役 ㈱スカイ 365 取締役 ㈱BeeX 取締役 ㈱テラスカイベンチャーズ 取締役 TerraSky (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長 株式会社Quemix 取締役	特別な関係はありません
高月　禎一	取締役（常勤監査等委員）		
鈴木　修司	取締役（監査等委員）	日比谷Ａｖｅ.法律事務所 代表パートナー	特別な関係はありません
関　美和	取締役（監査等委員）	杏林大学外国語学部准教授	特別な関係はありません

（注）1．取締役　一條和生、取締役　鈴木政士、取締役　佐藤秀哉、取締役（監査等委員）鈴木修司、及び取締役（監査等委員）関美和は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．当社は取締役　一條和生、取締役　鈴木政士、取締役　佐藤秀哉、取締役（監査等委員）鈴木修司、及び取締役（監査等委員）関美和を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ております。
3．取締役（監査等委員）高月禎一は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、取締役会以外の重要な会議等における情報共有や、内部監査部門等との十分な連携により、監査等委員会の監査・監督機能を強化するためであります。

4．取締役（監査等委員）鈴木修司は、弁護士として企業法務に精通しており、コーポレートガバナンス、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有するものであります。
5．取締役（監査等委員）関美和は、金融の専門家、並びに経営者として豊富な経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6．当社は会社法第423条第１項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度とする責任限定契約を取締役（監査等委員）高月禎一と締結しております。

⑵ 事業年度中に退任した会社役員

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
富井　聡	2019年６月26日	任期満了	取締役 ㈱日本政策投資銀行取締役常務執行役員

なお、富井　聡氏は、財務に関する相当程度の知見を有しておりました。

⑶ 取締役の報酬等の額

区分	支給人員	当期支給額
取締役（監査等委員を除く）	6名	136百万円
取締役（監査等委員）	3名	42百万円
計	9名	178百万円

（注）1．支給人員は延べ人員を記載しております。
2．使用人兼務取締役の使用人賞与相当額は、上記の金額には含まれておりません。

⑷ 社外役員の状況

① 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動
取締役	一條 和生	取締役会14回のうち14回に出席し、国際企業戦略及び知識創造理論に基づいた企業変革に関する極めて高度な専門知識・経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役	鈴木 政士	取締役会14回のうち14回に出席し、組織や経営管理に関する経営における豊富な経験に基づく高い見識に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役	佐藤 秀哉	2019年6月26日就任以降、取締役会11回のうち11回に出席し、デジタルトランスフォーメーションについての高い見識や経営全般についての豊富な経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役（監査等委員）	鈴木 修司	取締役会14回のうち14回に出席、監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士として民事紛争手続などに長年携わられた幅広い経験と企業法務に精通した高度な専門知見に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。
取締役（監査等委員）	関 美和	取締役会14回のうち14回に出席、監査等委員会14回のうち14回に出席し、グローバルな高いコミュニケーション能力と経営における豊富な経験に基づき適宜必要な発言を行う等の活動をしております。

② 責任限定契約に関する事項

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）の責任限定契約に関する規定を定款に設けております。当該定款に基づき、当社が取締役一條和生、取締役鈴木政士、取締役佐藤秀哉、取締役（監査等委員）鈴木修司及び取締役（監査等委員）関美和と締結した責任限定契約の内容の概要は、次のとおりであります。

取締役（業務執行取締役等である者を除く）は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任を負担する場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度とする。

③ 社外役員の報酬等の額

	支給人員	報酬等の額
社外役員の報酬等の額	5名	44百万円

（注）支給人員は延べ人員を記載しております。

5．会計監査人に関する事項

⑴ 会計監査人の名称

ＰｗＣあらた有限責任監査法人

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		金　額
①	当事業年度に係る報酬等の額	49百万円
②	当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	5百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
尚、当社の子会社のうち、台湾和亜留土股份有限公司、世界連合時装（上海）有限公司、世界時興（上海）貿易有限公司等は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けています。

2．当社監査等委員会は、当事業年度の会計監査計画の内容、監査時間及び監査報酬の推移、報酬の前提となる見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑶ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその理由を報告いたします。

6．内部統制システム構築に関する基本方針

当社は、取締役会において、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という）について、以下のとおり決議しております。（最終改定　２０２０年5月２０日）

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、内部統制システムを整備する。

⑴　当社の取締役及び使用人（執行役員を含む。以下同じ。）並びに当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）は、「ワールドグループ行動規範」において、法令を遵守し、社内規程、企業倫理、社会規範及び経営理念に従い誠実に行動すべきことを行動規範として規定し、これをすべての取締役及び使用人が遵守すべき最重要ルールと位置付け、その制定改廃は取締役会の承認を要するものとする。

・代表取締役　社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下にリスクマネジメント担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。

・当社グループ全体のコンプライアンスプログラム全般を統括する「コンプライアンス規程」を制定し、組織体制、リスク評価、教育、問題発生時の対応等を定める。

・「内部通報規程」に基づき、内部通報制度（企業倫理ホットライン）を運用し、行動規範違反・不正行為等の情報収集を図るとともに、通報案件に対応する。

・当社にグループ内部監査室を設置し、当社グループの財産保全及び業務運営の実態を適正に調査し、不正・誤謬の発生を防止する。更に、経営の合理化並びに効率化に寄与すると共に、意思の疎通及び業務改善の実をあげ、内部統制の有効性を評価する機能を担い、あわせて企業の健全な発展を図る。

⑵　当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・取締役の職務の執行に係る取締役会議事録、社内決裁、契約書等の重要情報を保存するものとし、情報の保存及び管理に関する体制の詳細は、以下の各規程において定めるところによる。

文書保存・管理全般：「文書管理規程」
機密情報管理　　：「機密情報保護規程」
契約書管理　　：「契約規程」

・情報の保存及び管理に関する社内規程・マニュアルに基づき、取締役及び使用人に対する教育・監査等を実施する。

・諸規程集等、所定の文書は、ＩＴを活用して常時閲覧できるシステムを構築するものとする。

⑶ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社のリスク管理に関する規程（危機管理規程）の対象範囲を当社グループ全体に適用するものとし、リスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

・危機管理規程及びリスク分類別マニュアルに基づき、グループ内部監査室が監査等を実施する。危機管理規程に定義されたリスクの発生状況、対応結果及び影響等については、リスクマネジメント担当部署が一元管理を図る。

・代表取締役　社長執行役員のもと組織されるリスクマネジメント委員会の下に担当役員及び担当部署を設置し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムを推進する。

・当社に設置されたリスクマネジメント委員会は、当社グループ全体のリスク管理を推進する機関とし、推進にかかわる課題・対応策を審議する。

⑷ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社の執行役員制度とＷＥＬ※制度により、意思決定の迅速化・効率化と、事業責任の明確化を図るものとする。

・当社グループの職務権限や決裁権限に関する規程に基づき、決裁権限ルートを明確化し、定期的に見直すことにより、取締役の意思決定の効率化を図るものとする。

・当社と当社子会社とが、相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、ワールドグループとして総合的に事業の発展を図ることを目的とした当社グループに関する規程を定めるものとする。

・当社のグループ総合戦略に基づく当社子会社戦略は、各子会社が関係部署及び当社関係会社管理組織と調整のうえで立案する。

※　World Entrepreneur Leader（ワールド　アントレプレナー　リーダー）の頭文字をとったワールド独自の名称。次世代リーダー（後継者）として位置づけられ、将来的に経営及び執行役員として育っていくことを期待し、そのための登竜門的機会が意識的に与えられる将来の経営幹部候補生。

⑸ 当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

・当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

・当社は、当社子会社経営計画検討会を定期的に開催し、会議には、各当社子会社社長又は当社子会社を代表する役員及び当社関係者が出席し、各社ごとに営業状況、利益目標、経営方針及び計画等について討議するものとする。

⑹ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・「ワールドグループ行動規範」を国内連結子会社へ適用するものとし、グループで共通化出来るルールは社内規程においてグループ共通諸規程とし、行動規範及び社内規程を基軸として、ワールドグループ全体でのコンプライアンス体制を推進する。

・関係会社管理規程に基づき設置された関係会社管理組織が、役割機能別に子会社を管掌する。

・グループ会社管理における一定の事項は、当社の審査・合議などを受けるものとする。

・グループ内部監査室がグループ会社監査を実施する。

・当社は、財務報告の信頼性を確保するために、関連する諸法令等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築・整備を推進する。

⑺ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・監査等委員会の職務は、グループ内部監査室において補助するものとする。

・監査等委員会を補助すべき者を置くものとし、その任命及び解任、評価等については監査等委員会の事前の同意を要するものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

・監査等委員会を補助すべき者が監査等委員会の職務を補助する場合には、監査等委員会の指示に従うものとする。

⑻ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制

取締役及び各主管部署の責任者は下記事項につき監査等委員会及びグループ内部監査室長（③を除く）に報告をする。

（①、②は随時、③、④は定例的）

① 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実

② 取締役・使用人の法令、定款違反等の不正行為

③ 内部監査の結果

④ 内部通報制度による情報収集及び通報案件への対応の状況

⑼ 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・通報者に対する不利益な取扱いの禁止を内部通報に関する社内規程において定める。

⑽ 当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・取締役及び使用人は、監査等委員が監査の実施のために弁護士、公認会計士、その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができない。

・監査等委員会は、定期的に代表取締役及び会計監査人と意見交換する機会を設定するものとする。

・必要に応じて専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）から監査業務に関する助言を受けるなど、監査等委員会の円滑な監査活動を保障する。

⑾ 反社会的勢力の排除に関する体制

「ワールドグループ行動規範」へ、総会屋や暴力団等企業活動に重大な脅威を与える反社会的勢力に対し、組織的な対応と毅然たる態度で臨み、反社会的勢力から持ちかけられる要求に対しては恐れることなく拒否し、関係を一切持たない旨を規定し、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと、及び不当要求については拒絶することを基本方針とする。

総務部を反社会的勢力対応部署と位置付け、対応基準としての「反社会的勢力対応マニュアル」を整備し、当社と外部機関の連携体制、反社会的勢力の定義、不当要求・不当行為発生時の対応と報告・相談先等に関して定める。

特殊暴力防止対策連合会、企業防衛対策協議会等の外部専門組織に加盟する等、外部専門機関との連携を図るとともに、対応部署の社員を中心に積極的に講習への参加等を通じ収集した情報の一元管理・蓄積等を行う。また反社会的勢力による不当要求が発生した場合には、外部専門機関と連携し、対応を行えるよう協力体制を構築する。

取引先については、外部調査機関を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行う。取引先との間で締結する基本契約書には、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んだ上での契約締結を推進する。

当社グループの社員で基本的な考え方を共有化するため、「ワールドグループ行動規範」および「反社会的勢力対応マニュアル」は、社内イントラネットへ掲載のうえ、当社グループ社員に周知徹底する。

7．内部統制システムの運用状況

当社は、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、適正な内部統制を構築しており、当期における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

⑴ 取締役会

当期は、定時及び臨時を含めて14回の取締役会を開催し、法令又は定款の定める事項及び業務執行の決定等の職務を行っております。業務を執行する取締役は、業務執行状況を３カ月に１回以上、又はその都度、取締役会に報告しております。

⑵ リスクマネジメント委員会

当社は、リスクマネジメント委員会において当期に取り組むべき重要リスクを設定し、リスク対応計画に基づくリスクへの対応を実施するとともに、行動規範及び社内規程等違反行為に関する事前防止策及び再発防止策等の検討、新型コロナウイルスへのＢＣＰに沿った対応協議などを実施し、当社グループ全体のコンプライアンス・リスクマネジメントプログラムのＰＤＣＡサイクルを推進しております。

⑶ コンプライアンス教育研修

当社は、コンプライアンス規程の主管部門及び関連部門によるコンプライアンス教育を継続的に実施しており、当期はコンプライアンスの重要性に関する社長メッセージ、不適切な行為についての具体的事例を用いた教育研修を実施しました。

連結財政状態計算書 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	65,638
現金及び現金同等物	20,242
売上債権及びその他の債権	18,333
棚卸資産	25,296
その他の金融資産	173
その他の流動資産	1,595
非流動資産	196,293
有形固定資産	43,411
使用権資産	48,121
無形資産	79,954
持分法で会計処理されている投資	5,118
繰延税金資産	4,182
その他の金融資産	15,048
その他の非流動資産	459
資産合計	261,931

科目	金額
負債の部	
流動負債	93,111
仕入債務及びその他の債務	35,697
未払法人所得税	606
借入金	39,250
リース負債	14,694
その他の金融負債	19
その他の流動負債	2,846
非流動負債	85,557
借入金	38,868
リース負債	36,142
退職給付に係る負債	2,257
引当金	7,948
その他の金融負債	220
その他の非流動負債	123
負債合計	178,668
資本の部	
親会社の所有者に帰属する持分合計	81,474
資本金	511
資本剰余金	37,686
利益剰余金	42,591
自己株式	△126
その他の資本の構成要素	811
非支配持分	1,789
資本合計	83,263
負債及び資本合計	261,931

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上収益		236,265
売上原価		98,094
売上総利益		138,171
販売費及び一般管理費		125,098
その他の収益		4,195
その他の費用		4,636
持分法による投資損失		318
営業利益		12,314
金融収益		84
金融費用		998
税引前当期利益		11,401
法人所得税		3,618
当期利益		7,782
親会社の所有者に帰属する当期利益		8,038
非支配持分に帰属する当期損失		△256

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	22,122
現金及び預金	14,217
売掛金	49
商品及び製品	5
原材料及び貯蔵品	13
前払費用	170
未収入金	3,552
関係会社短期貸付金	3,898
その他	219
固定資産	109,101
有形固定資産	35,943
建物	5,876
構築物	89
機械及び装置	32
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	107
土地	26,832
リース資産	2,791
建設仮勘定	216
無形固定資産	16,422
のれん	8,885
商標権	5
ソフトウェア	7,532
投資その他の資産	56,737
投資有価証券	931
関係会社株式	33,362
出資金	2
関係会社出資金	1,741
長期貸付金	195
関係会社長期貸付金	20,242
破産更生債権等	0
長期前払費用	191
差入保証金	648
繰延税金資産	1,705
その他	31
貸倒引当金	△2,311
資産合計	131,224

科目	金額
負債の部	
流動負債	44,766
買掛金	79
短期借入金	33,106
1年内返済予定の長期借入金	8,059
リース債務	515
未払金	2,504
未払法人税等	32
未払費用	371
預り金	71
賞与引当金	28
その他	1
固定負債	42,481
長期借入金	38,063
リース債務	2,475
再評価に係る繰延税金負債	1,131
退職給付引当金	802
その他	10
負債合計	87,247
純資産の部	
株主資本	41,761
資本金	6,000
資本剰余金	29,783
資本準備金	109
その他資本剰余金	29,674
利益剰余金	6,103
利益準備金	290
その他利益剰余金	5,814
別途積立金	2
繰越利益剰余金	5,812
自己株式	△126
評価・換算差額等	2,214
その他有価証券評価差額金	△4
土地再評価差額金	2,218
新株予約権	3
純資産合計	43,977
負債・純資産合計	131,224

損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		26,452
売上原価		120
売上総利益		26,332
販売費及び一般管理費		20,009
営業利益		6,323
営業外収益		
受取利息	222	
受取配当金	32	
受取補償金	2	
その他営業外収益	86	341
営業外費用		
支払利息	365	
貸倒引当金繰入額	1,349	
金融手数料	30	
その他営業外費用	264	2,008
経常利益		4,656
特別利益		
関係会社株式売却益	223	223
特別損失		
固定資産除売却損	90	
関係会社株式評価損	3,101	3,191
税引前当期純利益		1,688
法人税、住民税及び事業税	476	
法人税等調整額	670	1,146
当期純利益		542

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社ワールド
　取　締　役　会　御　中

PwCあらた有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　田　邊　晴　康㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　北　野　和　行㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ワールドの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社ワールド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記（新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言を受けて）に記載されているとおり、2020年４月７日に改正特別措置法（新型インフルエンザ等対策特別措置法）に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、会社グループの直営店舗において臨時休業や営業時間の短縮が実施されているため売上収益が大幅に減少しており、翌連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす可能性があるが、影響額を算定することは困難としている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月20日

株式会社ワールド
　取　締　役　会　御　中

PwCあらた有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　田　邊　晴　康　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　北　野　和　行　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ワールドの2019年４月１日から2020年３月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第62期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査担当部門、コンプライアンス・リスクマネジメント担当部署と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月20日

株式会社ワールド　監査等委員会

常勤監査等委員　高　月　禎　一㊞

監査等委員　鈴　木　修　司㊞

監査等委員　関　　美　和㊞

（注）監査等委員鈴木修司及び関美和は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会会場ご案内略図

場 所 **ワールド本社ビル 26階** 神戸市中央区港島中町六丁目8番1

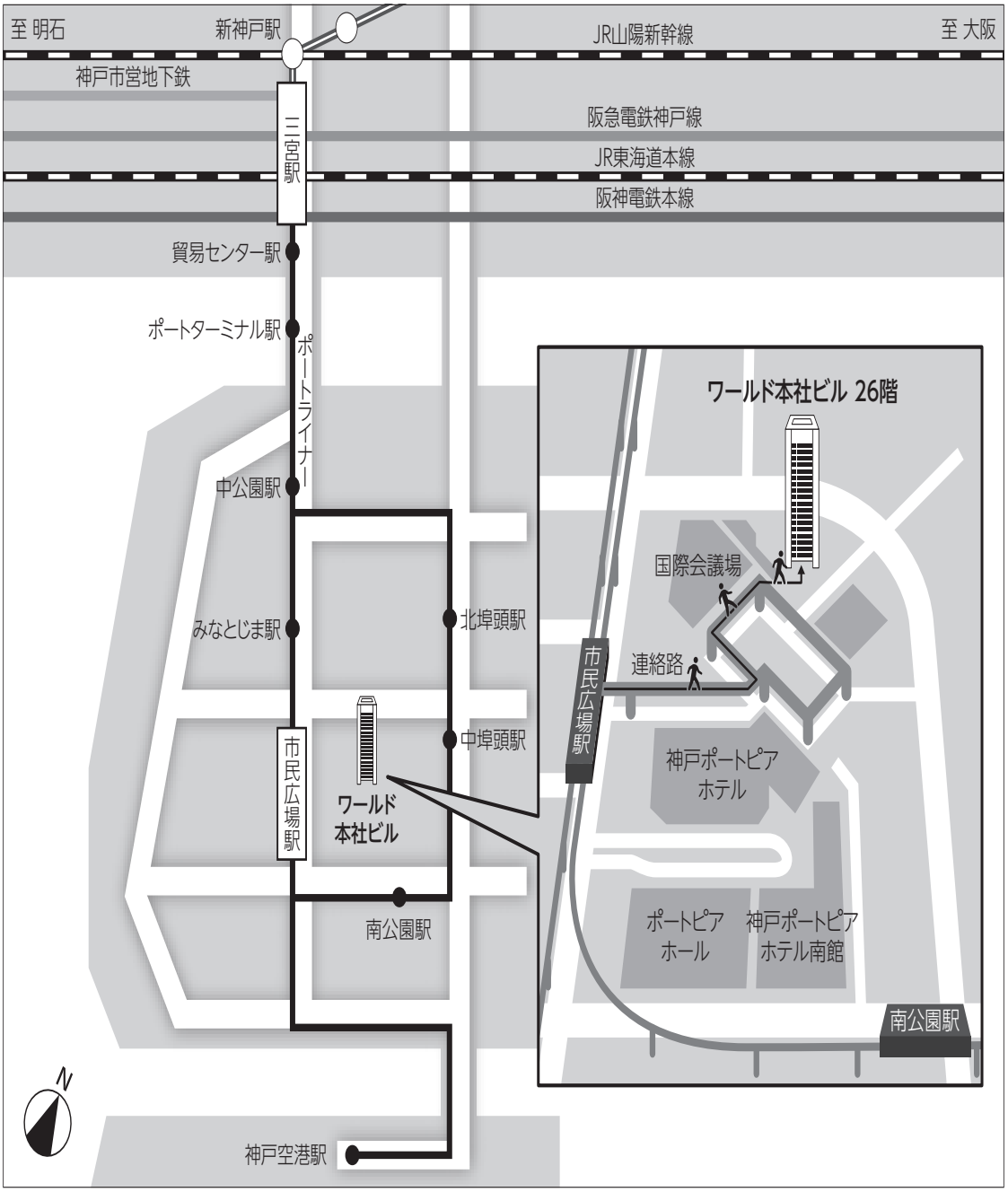

交 通 **三宮よりポートライナーを利用　市民広場駅下車　徒歩約3分**

お願い **当社では駐車場・駐輪場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。**

※ 新型コロナの影響につき、表紙をご覧いただきますよう、お願い申し上げます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン フォントを採用しています。